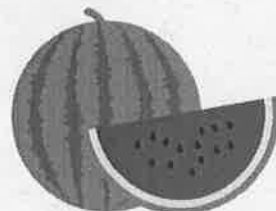


交通安全だより

平成27年7月

第180号

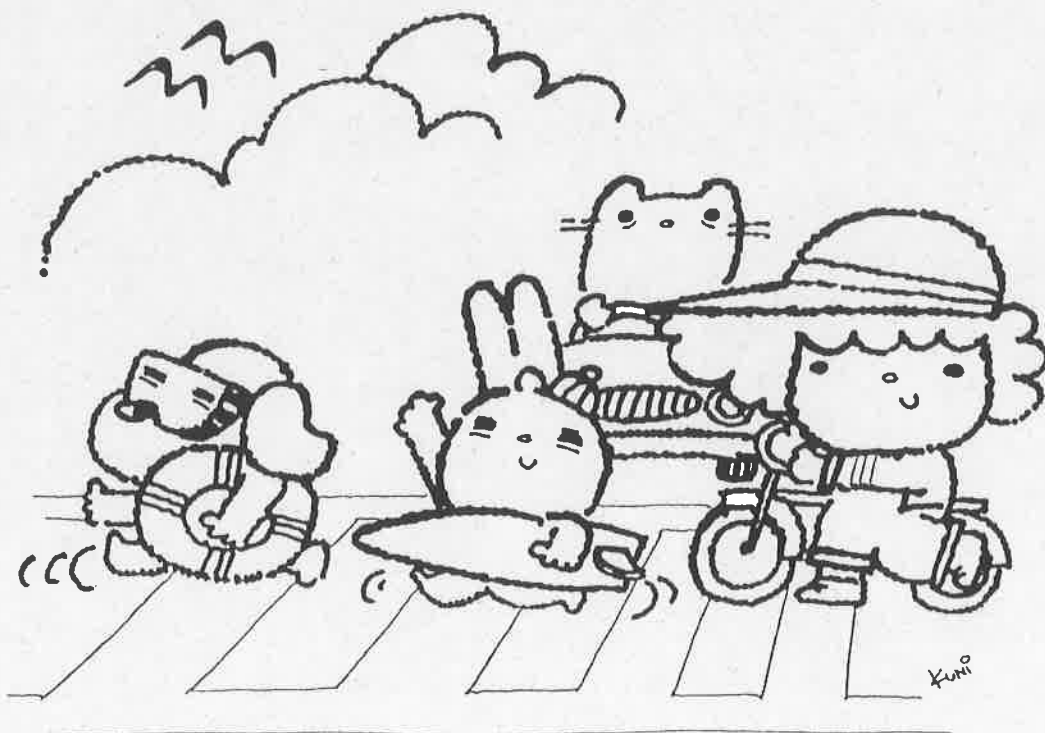
夏の交通安全 市民運動実施!!



平成27年7月11日(土)～7月20日(月)

重点

- ◆ 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- ◆ すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ◆ 飲酒運転を根絶しよう
- ◆ 自ら率先してルールを守り、安全を確かめる気概を育てよう



夏の交通安全市民運動

夏本番を迎え、海や山のレジャーも本格的なシーズンが到来となります。この時期は、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫となった運転者と、屋外で遊ぶ子どもや日中の暑さを避けて朝夕に外出する高齢者との交通事故の増加が心配されます。

また、夏特有の開放感からスピードの出し過ぎや飲酒運転による重大事故の増加も心配されます。本年、蒲郡市内では交通死亡事故が発生（平成27年5月末現在）しておりません。この運動で皆さん市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、シートベルト全席着用と高齢者、子どもの交通事故防止に努めましょう。

重点目標を達成するために次のことに注意しましょう

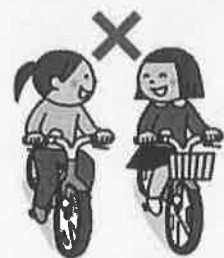
子どもと高齢者を交通事故から守ろう

- 子どもたちの夏休み前に家庭、学校、地域で危険箇所の点検と交通事故防止について話し合いをしましょう。
- 子どもやお年寄りを見かけたら、交通事故に遭わないよう「気をつけてね」と一声かけましょう。
- 運転者は子どもやお年寄りを見かけたら、十分にスピードを落とすなど、思いやり運転を心がけましょう。
- 自転車を安全に利用しましょう。



自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則で歩道は例外です。
(標識で「自転車通行可」の歩道は歩道を通行することができます。また標識が無くても70歳以上の人と13歳未満の子供、身体障害者は歩道を通行できます。)
2. 車道は左側を通行しましょう。
3. 歩道は歩行者優先で歩道の車道寄りを徐行しましょう。
4. 安全ルールを守りましょう。
(★飲酒運転・二人乗り・併走の禁止、★夜間ライト点灯、★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
5. 子供にはヘルメットを着用させましょう。
(13歳未満の子供や、自転車に6歳未満の子供を同乗させる場合はヘルメットを着用させるのが保護者の義務です。)



すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

- 「カチッと 100!」を合言葉に、着用率100%を目指して、いつでもどこでもすべての席でシートベルトを正しく着用しましょう。
- チャイルドシート着用は大人の責任です、子供の体格にあったシートを選び、正しく着用させましょう。



「シートベルト 締めれば安全 家族は安心」

シートベルト非着用時の死亡事故

-----平成26年中-----

四輪車乗車中の死者数44人のシートベルト着用状況

着用 25人・非着用 19人

非着用者のうちシートベルトをしていれば助かったと思われる人

19人中14人(73.7%)

飲酒運転を根絶しよう

- 海や山などへの行楽の行き帰りは無理のない計画を立て、運転手には絶対飲酒をさせないようにしましょう。
- 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて、家族で話し合う機会を持ちましょう。



飲酒運転四(し)ない運動

運転者は

- 運転するなら酒を飲まない。
- 酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では

- 運転をする人に酒をすすめない。
- 酒を飲んだ人に運転させない。

自ら率先してルールを守り、安全を確かめる気概を育てよう

- 交差点では、必ず一時停止をして、カーブミラー等に頼らず、自らの目で安全を確かめましょう。交通人身事故は交差点での発生が目立っています。
- 路上駐車はやめましょう。路上駐車は交通に支障をきたすばかりでなく、大変危険です。
- 自転車も乗れば車両です。交通ルールを必ず守り、安全運転に努めましょう。



自転車の危険な運転に対する罰則が強化されました!!

平成27年6月施行

◎自転車の悪質違反者に対する講習が義務化に!

自転車は、免許が必要なく、子どもからお年寄りまで乗ることができ、たいへん便利な乗り物ですが、スピードを出しすぎたり、安全確認を怠ったりなど、交通ルール・マナーが守られないために、交通事故となるケースがあります。愛知県内の昨年の交通死亡事故者のうち、約2割の方が自転車乗用中でした。また、自転車運転者が、被害者ではなく加害者となる人身事故も発生しています。

そこで、自転車の交通事故を減らすため、信号無視や酒酔い運転、一時停止違反など14項目の危険行為によって3年間に2回以上検挙された自転車運転者は、有料での自転車運転者講習を受けることとなります。自転車を運転するときは、しっかりと交通ルールを守りましょう。

こんな運転は危険です! 取締対象の危険行為14項目

信号無視

信号機に従わない

一時停止違反

一時停止の標識を無視して通行

酒酔い運転

酒に酔った状態で自転車を運転する

歩道での歩行者妨害

歩行者を優先せず車道寄りや徐行などのルールを守らない

安全運転義務違反

携帯電話(スマホ)、傘差し、イヤホン使用など、重大事故につながる危険な運転

- 通行禁止の違反……歩行者用道路など、通行を禁止された道路・場所を走行
- 通行区分の違反……車道の右側を走行する、など
- 遮断機が下りた踏切への立ち入り
- 自転車の通行が認められた歩行者用道路での徐行違反など
- 路側帯での歩行者妨害
- 信号のない交差点で優先車両の進行を妨害
- ブレーキのない自転車を運転
- 交差点で右折するときに、その交差点で直進または左折する車両等の進行を妨害
- 環状交差点で他の車両の進行を妨害

